様式第１号（第７条関係）

令和　　年　　月　　日

豊田市長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒　　　　　－

　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住所　豊田市

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　生年月日　　　　　年　　　　月　　　　日生

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号　　　　　　－　　　　－

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※昼間の連絡先　　　　　－　　　　－

令和　　　　年度豊田市生ごみ処理機器購入費補助金

補助金交付申請書兼実績報告書

　豊田市生ごみ処理機器購入費補助金交付要綱第７条の規定に基づき、下記のとおり申請します。なお、補助金の交付を受けた処理機器は、適切な使用及び管理を行います。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金交付申請額 | 金　　　　　　　　　　　　円 |
| 補助対象機器 | 種　別（チェックと個数を記入） | 1　生ごみ処理機　　□ |  | 個 |
| 2　生ごみ堆肥化容器　　□ |  | 個 |
| 3　生ごみ減量容器　　□ |  | 個 |
| 4　基材  | カバン型コンポスト用基材　□ |  | 個 |
| ダンボールコンポスト一式　□ |  | 個 |
| 購入合計価格（税　　　　込） | 　円 |

**【注意】補助金交付申請額は生ごみ処理機器の購入合計価格の２分の１となります。**

（１００円未満切り捨て　上限３０,０００円）

【補助金額等】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助対象機器 | 補助金額 | 補助申請回数 | 購入可能数 |
| ①生ごみ処理機 | 購入価格の２分の１（消費税含む）上限：30,000円 | 年度内に１回まで | １世帯につき１基まで |
| ②生ごみ堆肥化容器 |
| ③生ごみ減量容器 |
| ④-１基材（カバン型コンポスト） | 年度内に２回まで | １世帯につき最大６個まで |
| ④-2基材（ダンボールコンポスト一式） | 年度内に１回まで | １世帯につき最大３個まで |

【添付書類】１.補助対象経費に係る領収書又はレシート等

２.請求書（市指定様式）

３.口座名義人、口座番号が明記されている通帳等の写し

**※申請書類一式は循環型社会推進課（〒470-1202　豊田市渡刈町大明神３９－３）に提出してください。**

＜補助金申請の同意・誓約事項＞

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 同意・誓約欄(☑チェックしてください。) |
| １　国内の販売店・代理店で購入したものである。 | □ |
| ２　購入した生ごみ処理機器は、新品で未使用のものである。　（中古品やリース、レンタルは補助対象外） | □ |
| ３　生ごみ処理機、生ごみ堆肥化容器、生ごみ減量容器及びダンボールコンポスト一式の補助申請を初めて行う。**※２回目以降の申請の場合、チェックは不要です。** | □ |
| ４　申請に必要な添付書類を同封している。　①補助対象経費に係る領収書又はレシート等　　→氏名の印字がない場合は、領収書等の余白に氏名を追記してから写しを取ること　②補助金振込先口座の口座名義人、口座番号等が明記されている通帳又はキャッシュカード等の写し | □ |
| ５　豊田市税を滞納していない。 | □ |
| ６　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。）第２条第６号に規定する暴力団又は、同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない。 | □ |
| ７　補助金申請に係る経費の収支を明らかにした領収書類、帳簿、通帳等は補助金申請を行った年度の翌年度から５年間保存し、市からの求めがあった場合に提出することに同意する。 | □ |
| ８　豊田市が、補助事業の適正な実施を図るため、補助金交付前又は交付後において、生ごみ処理機の使用等に関する調査等（設置場所屋内への入室）を依頼した場合、必ず協力する。 | □ |
| ９　補助金受領後に上記の各項目の内容と相違が発生した場合は、交付された補助金全額を市が指定する期日までに返還する。 | □ |
| １０　本補助金の交付事務に必要な内容に関し、住民基本台帳の閲覧や市税の完納状況を確認することに同意する。 | □ |

【市確認欄】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助の有無 | 生ごみ処理機　無・有（令和　年　月　　日） | 生ごみ堆肥化容器　無・有（令和　年　月　　日） |
| 生ごみ減量容器　無・有（令和　年　月　　日） | ダンボールコンポスト一式　無・有（令和　年　月　日） |
| 補助回数 | カバン型コンポスト用基材　　　申請回数　　　　 回目　（令和　　年　月　　日） |